

1994 年

- 2月 第6回総会
第9回気候変動政府間交渉会議 (INC9) に代表派遣。気候行動ネットワーク (CAN) の「第1回評価報告書」に「日本政府の『地球温暖化防止計画』の問題点」を提出
- 3月 「日本政府・行動計画アジェンダ21の総合検討会」
- 4月 CASA レター NO.11 発行
第II期地球環境大学「足元から地球環境を考える」開講
アースデー 1994
- 5月 地球環境大学第1回課外講座
地球環境大学第2回講座
日本政府の「アジェンダ21」に対するCASA提言・概要
第2回国連CSD(持続可能な開発に関する委員会)への代表派遣
環境庁、通産省の地球温暖化のヒアリング
- 6月 地球環境大学第3回講座
- 7月 気候変動条約の通報の審査についての要望書
地球温暖化問題について外務省、通産省、環境庁への要請行動
「環境基本計画シンポジウム」
地球環境大学第2回課外講座
- 8月 CASA レター NO.12 発行
「NO2と酸性雨測定の技術移転に関するバンコク・セミナー」に代表派遣
「気候変動枠組条約」の国別報告書に対するCASA意見書
- 9月 「環境基本計画検討の中間とりまとめ」についてのCASA意見書
環境基本計画ブロック別ヒアリング
地球環境大学第4回講座
- 10月 下垣内代表理事遺稿集「消費者運動—その軌跡と未来」出版
地球環境大学第5回講座
地球環境大学第3回課外講座
- 11月 地球環境大学第6回講座
- 12月 CASA 国連登録 NGO (ロスター) に

気候変動問題への取組

地球サミットでは、気候変動枠組条約と生物の多様性保全条約が合意され、署名が開始された。しかし、これらの条約はアメリカや日本などの消極的な対応のため、極めて不十分な条約になってしまった。CASAでは、これまでも気候変動問題に積極的に取り組んできたが、政府間交渉会議 (INC) に代表派遣したり、世界の環境NGOが各国の対策を評価する気候行動ネットワーク (CAN) の「第1回評価報告書」の「日本政府の『地球温暖化防止計画』の問題点」を担当したり、環境庁や通産省の気候変動問題についてのヒアリングに参加したり、地球温暖化問題について外務省、通産省、環境庁への要請行動を行うなど、これまで以上に気候変動問題への取組を積極的に進めることになった。



3.13 アジェンダ21 総合検討会



5.7 地球環境大学第1回課外講座

環境基本計画についての取組

1993年12月、環境基本法が成立した。この環境基本法に基づく「環境基本計画」が検討されることになり、1994年7月、中央環境審議会は「環境基本計画検討の中間とりまとめ」を公表し、全国9地域でヒアリングを行うこととなった。CASAでは、他の4団体とともにこの環境基本計画についても全国に先駆けて取組を開始し、1994年7月、環境庁の担当者も参加して「環境基本計画シンポジウム」が開催された。また、ヒアリングに参加するとともに、「中間とりまとめ」に対するCASAの意見をまとめ政府に提出した。



7.26 環境基本計画シンポジウム

市民による大気汚染測定ネットワーク

CASAでは、酸性雨調査研究会、全国公害患者会などと、NO2、SO2、酸性雨、降下煤塵などの測定運動を世界に広める活動を続けてきた。世界NGO会議や地球サミットのグローバルフォーラム等でも、日本で市民が行っている大気汚染測定を紹介し、世界的なネットワークを呼びかけた。また、東欧、インドネシア、タイなどに、大気汚染測定のための交流団を派遣してきた。1994年には、17カ国、34のNGOに測定機器が送付され、世界で一斉測定が行われた。

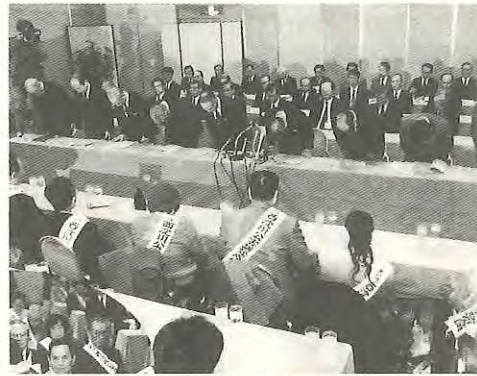


下垣内代表理事遺稿集
「消費者運動—その軌跡と未来」

1995年

- 1月 アースデー 1995 ネットワーク発足
地球温暖化問題についての政府申入書提出
- 2月 CASA レター NO.13 発行
「気候変動枠組条約第11回政府間交渉会議 (INC11)」（ニューヨーク）に代表派遣
ハンガリー・ポーランドに「市民による大気汚染測定運動」調査交流団派遣
- 3月 西淀川公害裁判、被告企業10社と全面勝利の和解
インドネシアに「市民による大気汚染測定運動」調査交流団派遣
気候変動枠組条約第1回締約国会議 (COP1) に向けた CASA の提案「地球温暖化を防止するために」を発表
「気候変動枠組条約第1回締約国会議 (COP1)」（ベルリン）に代表派遣
- 4月 「第3回持続可能な開発に関する委員会 (CSD3)」（ニューヨーク）に代表派遣
アース・デー 1995
第III期地球環境大学「子供たちのために」開講
- 5月 地球環境大学第2回講座
「CSD3 報告会」開催
- 6月 公害被害者総行動に参加
地球環境大学第3回講座
- 7月 西淀川公害裁判2～4次裁判で道路公害についての画期的な勝利判決
気候変動問題についての NGO ユー
気候変動問題についての NGO 懇談会
地球環境と国際交流についての討論合宿
地球環境大学第1回課外講座
- 8月 「東アジア大気行動ネットワーク(AANEA)」
結成。ソウルで第1回総会
第1回 APEC 学習会
世界各国で市民による大気汚染一斉測定
- 9月 CSD 研究会開催
第2回 APEC 学習会開催
地球環境大学第4回講座
- 10月 地球環境大学第2回課外講座
CSD 研究会
APEC シンポジウム開催
「ナ・バングラデシュ環境 NGO との交流会」開催
地球環境大学第5回講座
- 11月 地球環境大学第3回課外講座
地球環境大学第6回講座
- 12月 CASA レター NO.14 発行

西淀川公害裁判、
被告企業との全面勝利和解と
道路公害を認める画期的な判決



1995.3.2 企業との勝利和解

CASA では、設立の目的に大気汚染被害者支援をかね、西淀川公害裁判などの大気汚染公害裁判の支援をしてきた。西淀川公害裁判は提訴後、13年にわたる裁判闘争の末、1991年3月の被告企業の公害責任を認める勝利判決を勝ちとり、1995年3月に被告企業がその責任を認め、賠償金を支払うという全面勝利の和解が成立した。
また、同年7月5日には、残った道路公害について、日本で初めて自動車排ガスの健康影響を認める画期的な判決を勝ち取った。
西淀川公害裁判原告・弁護団は、和解金の一部を公害地域の再生などの資金とすることを決め、「財団法人公害地域再生センター（あおぞら財団）」を設立した。

気候変動問題枠組条約第1回締約国会議 (COP1)

1995年3月、ベルリンで COP1 が開催された。この COP1 で、世界の環境 NGO は、小規模島しょ国連合 (AOSIS) が提案していた、「2005年までに、CO2 排出量を 1990年の排出量から 20%削減する議定書」の採択を求めて活動した。CASA も COP1 に 3名の代表を送り、世界の NGO とともに活動した。しかし、具体的な削減義務を合意することができず、1997年に開催される COP3 で、削減目標と達成期限を決めるとする「ベルリンマンデート」を採択して終了した。このベルリンマンデートにより、COP3 が決定的に重要な会議となった。そして、この重要な会議の議長国として日本政府が手をあげたのである。ここから、COP3 への長い道のりが始まることになった。



3.28～4.7 ベルリンでの COP1



大気汚染測定をするハンガリーの子供たち



7.8～9 地環研討論合宿

東アジア大気行動ネットワーク(AANEA)の結成

1995年8月、ソウルに、韓国、中国、香港、台湾、モンゴル、ロシア、日本の東アジア7地域の環境 NGO が集まり、東アジア大気行動ネットワーク (AANEA) が結成された。目的は、地域の大气汚染問題、酸性雨、フロンガスによるオゾン層の破壊や地球温暖化問題について、情報交換や経験交流をすることによって、東アジアの環境 NGO のネットワークをつくることである。
CASA も運営委員団体となり、第2回総会は大阪で開催されることになった。



8.22 AANEA 第1回総会 (ソウル)

1996年

- 1月 AANEА 第2回総会準備会
地球温暖化問題に関するヒアリング。意見書提出
- 2月 AANEА 第2回総会準備会
- 3月 AANEА 第2回総会開催（大阪/国際交流会館）
- 4月 環境庁、外務省にCSD4についての申し入れ
「第4回永続可能な開発に関する委員会（CSD4）」（ニューヨーク）に代表派遣
アース・デー1996
環境庁長官、通産省、外務省への気候変動問題での共同申し入れ
- 6月 ブックレット「しのびよる地球温暖化」出版
第IV期地球環境大学「しのびよる地球温暖化」開講
CASA ホーム・ページ開設
公害被害者総行動に参加
CSD研究会
第1回気候変動問題研究会
- 7月 環境庁長官、通産省、外務省にCOP2について共同申し入れ
地球環境大学第2回講座
「気候変動枠組条約第2回締約国会議（COP2）」（ジュネーブ）に代表派遣
地球環境大学第1回課外講座
シンポジウム「環境アセスメントを考える」開催
- 8月 環境アセスメント・近畿ブロックヒアリング
- 9月 CASA レターNO.15 発行
地球環境大学第3回講座
第2回気候変動問題研究会
CSD研究会/鳥取
- 10月 地球環境大学第4回講座
第3回気候変動問題研究会
- 11月 地球環境大学第5回講座
第4回気候変動問題研究会
韓国NGOとの交流会
地球環境大学第2回課外講座
- 12月 「気候フォーラム」発足のつどいシンポジウム
地球環境大学第6回講座
意見書「気候変動枠組条約日本政府の議定書案について」を公表
「第5回ベルリマンデント・アブ・ホックグループ（AGBMS）」（ジュネーブ）に代表派遣
813号から711号室に事務所移転
第5回気候変動問題研究会

AANEА 第2回大阪総会



3.14 AANEА 第2回総会（大阪）

1996年3月、大阪でAANEА 第2回総会が開催された。この総会には、東アジア7地域のAANEА メンバーだけでなく、地球温暖化問題に取り組む気候行動ネットワーク（CAN）の南アジア、東南アジアのメンバー、またCOP1に取り組んだドイツの環境NGOのネットワークであるクリマフォーラムの代表も招聘した。この総会では、東アジア地域の気



レセプションの様子

汚染問題、酸性雨、フロンガスによるオゾン層の破壊や地球温暖化問題についての研究や情報交換だけでなく、COP3に向けた東アジア地域の活動についても討議された。

「しのびよる地球温暖化」の出版と研究会の開催

COP3の日本での開催はほぼ決まったが、肝心の日本市民の地球温暖化問題やCOP3への関心は一向に高まらなかった。COP3を成功させるためには、地球温暖化問題やCOP3への市民の関心を高めることが不可欠であった。CASAでは、こうした状況を打開すべく、ブックレット「しのびよる地球温暖化」を出版するとともに、第IV期地球環境大学のテーマを「しのびよる地球温暖化」として開講することにした。また、地球温暖化問題やCOP3で討議される論点についての研究をすすめるため、6月には「第1回気候変動問題研究会」を開催した。この気候変動問題研究会は、1999年1月までに、22回開催されている。



7.8 COP2

環境アセスメント法についての取組

1996年6月、内閣総理大臣は中央環境審議会に対し、「今後の環境影響評価のあり方」を諮問した。CASAでは、環境基本法や環境基本計画について共同で取組んできた5団体で、1996年7月、学習会「環境アセスメントを考える」を開催するとともに、ヒアリングに参加した。アセスメント法が成立後も、成立したアセスメント法について、学習会「アセスメント法をどう活用するか」を開催し、アセスメント法の概要と、その活用法、残された課題について討議した。



8.26 アセスメントのヒアリング

1997年

- 1月 AANEА 第3回総会 (香港)
- 2月 第7回総会
第6回気候変動問題研究会
- 3月 AGBM6 (ボツ) に代表派遣
第7回気候変動問題研究会
気候フォーラム「国際NGO会議」
- 4月 CASA レターNO.16 発行
「第5回永続可能な開発に関する委員会 (CSD5) (ニューヨーク) に代表派遣
第8回気候変動問題研究会
- 5月 第9回気候変動問題研究会
第V期地球環境大学「地球温暖化を防ぐために-COP3に向けて」開講
- 6月 第10回気候変動問題研究会
地球環境大学第2回講座
「国連環境特別総会 (地球サミット2)」に代表派遣
- 7月 CASA レターNO.17 発行
地球環境大学第1回課外講座
第11回気候変動問題研究会
- 8月 AGBM7 (ボツ) に代表派遣
学習会「アセスメント法をどう活用するか」開催
地球環境大学第4回講座
第12回気候変動問題研究会
- 9月 気候フォーラム・全国縦断シンポジウム
「車社会と地球温暖化」を開催
地球環境大学第5回講座
第13回気候変動問題研究会
- 10月 「日本政府提案撤回を求める声明」
を発表
地球環境大学第2回課外講座
「CO2排出削減戦略の提言」を発表
地球環境大学第3回講座
CASA レターNO.18 発行
地球環境大学第6回講座
AGBM8 (ボツ) に代表派遣
地球温暖化問題への国内対策に関するヒアリング
「地球温暖化国内対策に対するCASAの意見」発表
- 11月 CASA レターNO.19 発行
第14回気候変動問題研究会
気候フォーラム「地球温暖化防止国際NGOシンポジウム」開催
- 12月 COP3に参加
シンポジウム「CO2排出削減戦略の提言-いかに地球温暖化を防止するか-」開催
AANEА シンポ「東アジアと気候変動の問題」開催
市民の大行動「京都で決めよう! 地球温暖化防止」



1.24 AANEА 第3回総会 (香港)

気候フォーラムの結成

1996年12月1日、COP3を成功させるためのNGOのネットワークである「気候フォーラム」が結成された。
CASAからは、泉代表理事が気候フォーラムの常任運営委員、早川専務理事が事務局次長となって、気候フォーラムの活動を支えることになった。気候フォーラムは、COP3に向けた日本の市民・NGOのネットワークとして活動し、大きな成果をあげた。



8.27 学習会「アセスメント法をどう活用するか」

CO2 排出削減戦略の提言

1997年10月7日、CASAは「CO2排出削減戦略の提言」を発表した。COP3に向けた交渉は、アメリカや日本などの消極的な姿勢のためにほとんど進まず、COP3で削減議定書を採用せざるはまったく見通しのたたない状況が続いていた。日本政府が削減議定書に消極的な態度をとる最大の理由は、日本でのCO2の排出量が増えつづけ、削減の見通しが無いことにあった。



この「CO2排出削減戦略の提言」は、CASA内の15名の研究者が、日本におけるCO2の排出削減の可能性についての検討したものである。利用可能な各種のCO2排出削減技術の導入を図った場合に、どの程度のCO2の排出削減が可能かを評価・分析したもので、1995年レベルに物質生産量や交通量を維持すれば、2010年までに1990年レベルから21%の排出削減が可能と結論づけた。
この提言は、マスコミにも大きく取り上げられ、大きな反響を呼んだ。

COP3での活動



12.1 COP3

COP3は、12月11日に京都議定書を採用して終了した。このCOP3には、161カ国、40国際機関が参加し、NGO関係者、マスコミ関係者を含めると、9850人が参加したとされる。CASAも、気候フォーラムの運営に協力するとともに、削減可能性についてのシンポジウムを開催するなど会議の成功に向けて活動した。
議定書の内容は、2008年から2012年の平均排出量を1990年レベルから約5%削減とするもので、削減の合意ができた

ことは一歩前進である。しかし、その目標は温暖化防止に極めて不十分なだけでなく、「抜け穴」になりかねない排出量取引、クリーン開発メカニズムなどが用意されており、京都議定書が本当に地球温暖化防止に役立つ議定書になりうるかどうかは、今後の取組にかかるとなった。



12.3 シンポジウム「CO2排出削減戦略の提言」

1998年

- 1月 CASA レターNO.20 発行
第15回気候変動問題研究会「COP3
報告会」
- 2月 第16回気候変動問題研究会
- 3月 「省エネ法」改正に対する意見書を発表
- 4月 第17回気候変動問題研究会
CASA レターNO.21 発行
- 5月 第VI期地球環境大学「いったいどう
なる、ダイオキシン」を開講
第18回気候変動問題研究会
「地球温暖化防止対策を推進するための
政策と措置についての提言」を発表
- 6月 CASA レターNO.22 発行
気候変動枠組条約補助会合（ホリ）に
代表派遣
地球環境大学第1回課外講座
地球環境大学第2回講座
- 7月 第19回気候変動問題研究会
パンフレット「みんなで考えようダ
イオキシン」出版
地球環境大学第3回講座
西淀川公害裁判、国・公団と勝利和
解
- 8月 第20回気候変動問題研究会
- 9月 ブックレット「温暖化を防ぐ快適生活」出
版
地球環境大学第4回講座
AANEА 第4回総会（台北）
地球環境大学第2回課外講座
- 10月 地球環境大学第5回講座
CASA レターNO.23 発行
第21回気候変動問題研究会
地球環境大学第3回課外講座
- 11月 COP4（フエリアリス）に代表派遣
地球環境大学第6回講座

ダイオキシン・ごみ問題への取組



5.16 第VI期地球環境大学開講

第VI期地球環境大学では、ダイオキシン・ごみ問題を取り上げた。この講座が企画された頃は、能勢町のごみ焼却場のダイオキシン問題が取り上げられるなど、ダイオキシン問題を契機にごみ問題が社会的にも大きく取り上げられ、CASAの講座にも、例年よりはるかに多い受講者が参加した。この講座では、講義者を1人にし、質問を質問書で受け付け、回答時間を増やしたり、時間の関係で答えられなかった質問には後日、文書で回答をするなどの工夫を行い好評だった。また、講座参加者のなかから、希望者を募って、身近な塩ビ商品の調査や自治体やメーカーなどへのアンケート調査なども行った。さらに、パンフレット「みんなで考えようダイオキシン」を発行した。



1999年

- 1月 第22回気候変動問題研究会
CASA レターNO.24 発行



5.20 「温暖化防止対策を推進するための政策と措置についての提言」

西淀川公害裁判全面解決

1998年7月、西淀川公害裁判は被告国・阪神高速道路公団と、被害者側の要求を認めた勝利の和解を勝ち取り、全面解決した。この和解では、道路からの自動車排ガスの健康影響を認めた1995年7月の判決を維持したうえで、道路公害の根絶に向けた対策の方向性を確認し、被告国・公団と被害者との間で、道路沿道をはじめとする地域の環境改善についての継続的な協議を約束させている。



7.29 西淀川公害裁判全面解決



ブックレット「温暖化を防ぐ快適生活」

COP4への代表派遣

1998年11月、アルゼンチンでCOP4が開催された。COP4の任務は、条約の実施状況の検討と、京都議定書の削減目標の達成に向けた、具体的な国内政策を確認し、京都議定書が積み残した履行確保の制度や排出量取引、クリーン開発メカニズムなどについての合意を形成し、議定書の発効に向けた確実な歩みを刻むことだった。しかし、会議は初日から紛糾し、結局、今後の討議スケジュールを決めただけで、何も実質的な議論ができずに終了した。CASAでは、「COP3以降の地球温暖化対策に対するCASAの見解」を配布し、議定書の早期の発効と確実な削減対策を訴えた。決められたスケジュールでは、2000年に開催されるCOP6で合意を目指すことになっている。



11.2 COP4